【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

２　法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書とする。

３　前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が株式移転（当該者の最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日前二年三月内に行われたものに限る。）により設立された株式移転設立完全親会社（会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該株式移転により株式移転完全子会社（会社法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下同じ。）となつた会社（以下この項において「当該株式移転完全子会社」という。）のうち、当該株式移転の日の前日において法第五条第四項各号に掲げる要件をすべて満たしていた会社（以下この項及び第十条第一項第二号ハにおいて「適格株式移転完全子会社」という。）が当該株式移転の日前に提出した直近の有価証券報告書（適格株式移転完全子会社が二以上ある場合は最初に提出されたもの）の提出日から当該有価証券届出書を提出しようとする日までの期間とし、同条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、当該期間中において適格株式移転完全子会社及び当該株式移転設立完全親会社が提出した有価証券報告書（前項に規定するものに限る。）とすることができる。

一　当該株式移転の日の前日においてその適格株式移転完全子会社の数がその当該株式移転完全子会社の数の三分の二以上であつたこと。

二　当該株式移転の日の前日においてその適格株式移転完全子会社の株主の数の合計数がその当該株式移転完全子会社の株主の数の合計数の三分の二以上であつたこと。

４　第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち第二項に規定するものを提出している者又は前項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第三項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

２　法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書とする。

３　前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が株式移転（当該者の最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日前二年三月内に行われたものに限る。）により設立された株式移転設立完全親会社（会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該株式移転により株式移転完全子会社（会社法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下同じ。）となつた会社（以下この項において「当該株式移転完全子会社」という。）のうち、当該株式移転の日の前日において法第五条第四項各号に掲げる要件をすべて満たしていた会社（以下この項及び第十条第一項第二号ハにおいて「適格株式移転完全子会社」という。）が当該株式移転の日前に提出した直近の有価証券報告書（適格株式移転完全子会社が二以上ある場合は最初に提出されたもの）の提出日から当該有価証券届出書を提出しようとする日までの期間とし、同条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、当該期間中において適格株式移転完全子会社及び当該株式移転設立完全親会社が提出した有価証券報告書（前項に規定するものに限る。）とすることができる。

一　当該株式移転の日の前日においてその適格株式移転完全子会社の数がその当該株式移転完全子会社の数の三分の二以上であつたこと。

二　当該株式移転の日の前日においてその適格株式移転完全子会社の株主の数の合計数がその当該株式移転完全子会社の株主の数の合計数の三分の二以上であつたこと。

４　第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち第二項に規定するものを提出している者又は前項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第三項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

（改正前）

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

２　法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書とする。

３　前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が株式移転（当該者の最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日前二年三月内に行われたものに限る。）により設立された株式移転設立完全親会社（会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該株式移転により株式移転完全子会社（会社法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下同じ。）となつた会社（以下この項において「当該株式移転完全子会社」という。）のうち、当該株式移転の日の前日において法第五条第四項各号に掲げる要件をすべて満たしていた会社（以下この項において「適格株式移転完全子会社」という。）が当該株式移転の日前に提出した直近の有価証券報告書（適格株式移転完全子会社が二以上ある場合は最初に提出されたもの）の提出日から当該有価証券届出書を提出しようとする日までの期間とし、同条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、当該期間中において適格株式移転完全子会社及び当該株式移転設立完全親会社が提出した有価証券報告書（前項に規定するものに限る。）とすることができる。

一　当該株式移転の日の前日においてその適格株式移転完全子会社の数がその当該株式移転完全子会社の数の三分の二以上であつたこと。

二　当該株式移転の日の前日においてその適格株式移転完全子会社の株主の数の合計数がその当該株式移転完全子会社の株主の数の合計数の三分の二以上であつたこと。

４　第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち第二項に規定するものを提出している者又は前項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第三項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】

（改正後）

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

２　法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書とする。

３　前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が株式移転（当該者の最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日前二年三月内に行われたものに限る。）により設立された株式移転設立完全親会社（会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該株式移転により株式移転完全子会社（会社法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下同じ。）となつた会社（以下この項において「当該株式移転完全子会社」という。）のうち、当該株式移転の日の前日において法第五条第四項各号に掲げる要件をすべて満たしていた会社（以下この項において「適格株式移転完全子会社」という。）が当該株式移転の日前に提出した直近の有価証券報告書（適格株式移転完全子会社が二以上ある場合は最初に提出されたもの）の提出日から当該有価証券届出書を提出しようとする日までの期間とし、同条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、当該期間中において適格株式移転完全子会社及び当該株式移転設立完全親会社が提出した有価証券報告書（前項に規定するものに限る。）とすることができる。

一　当該株式移転の日の前日においてその適格株式移転完全子会社の数がその当該株式移転完全子会社の数の三分の二以上であつたこと。

二　当該株式移転の日の前日においてその適格株式移転完全子会社の株主の数の合計数がその当該株式移転完全子会社の株主の数の合計数の三分の二以上であつたこと。

４　第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち第二項に規定するものを提出している者又は前項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第三項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

（改正前）

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

２　法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書とする。

３　前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が株式移転（当該者の最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日前二年三月内に行われたものに限る。）により設立された完全親会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。第十九条第二項において同じ。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該株式移転により完全子会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。以下この項及び第十九条第二項において同じ。）となつた会社（以下この項において「当該完全子会社」という。）のうち、当該株式移転の日の前日において法第五条第四項各号に掲げる要件をすべて満たしていた会社（以下この項において「適格完全子会社」という。）が当該株式移転の日前に提出した直近の有価証券報告書（適格完全子会社が二以上ある場合は最初に提出されたもの）の提出日から当該有価証券届出書を提出しようとする日までの期間とし、同条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、当該期間中において適格完全子会社及び当該完全親会社が提出した有価証券報告書（前項に規定するものに限る。）とすることができる。

一　当該株式移転の日の前日においてその適格完全子会社の数がその当該完全子会社の数の三分の二以上であつたこと。

二　当該株式移転の日の前日においてその適格完全子会社の株主の数の合計数がその当該完全子会社の株主の数の合計数の三分の二以上であつたこと。

４　第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち第二項に規定するものを提出している者又は前項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第三項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】

（改正後）

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

２　法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書とする。

３　前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が株式移転（当該者の最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日前二年三月内に行われたものに限る。）により設立された完全親会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。第十九条第二項において同じ。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該株式移転により完全子会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。以下この項及び第十九条第二項において同じ。）となつた会社（以下この項において「当該完全子会社」という。）のうち、当該株式移転の日の前日において法第五条第四項各号に掲げる要件をすべて満たしていた会社（以下この項において「適格完全子会社」という。）が当該株式移転の日前に提出した直近の有価証券報告書（適格完全子会社が二以上ある場合は最初に提出されたもの）の提出日から当該有価証券届出書を提出しようとする日までの期間とし、同条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、当該期間中において適格完全子会社及び当該完全親会社が提出した有価証券報告書（前項に規定するものに限る。）とすることができる。

一　当該株式移転の日の前日においてその適格完全子会社の数がその当該完全子会社の数の三分の二以上であつたこと。

二　当該株式移転の日の前日においてその適格完全子会社の株主の数の合計数がその当該完全子会社の株主の数の合計数の三分の二以上であつたこと。

４　第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち第二項に規定するものを提出している者又は前項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第三項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

（改正前）

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

２　法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書とする。

３　前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が株式移転（当該者の最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日前二年三月内に行われたものに限る。）により設立された完全親会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。第十九条第二項において同じ。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該株式移転により完全子会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。以下この項及び第十九条第二項において同じ。）となつた会社（以下この項において「当該完全子会社」という。）のうち、当該株式移転の日の前日において法第五条第四項各号に掲げる要件をすべて満たしていた会社（以下この項において「適格完全子会社」という。）が当該株式移転の日前に提出した直近の有価証券報告書（適格完全子会社が二以上ある場合は最初に提出されたもの）の提出日から当該有価証券届出書を提出しようとする日までの期間とし、同条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、当該期間中において適格完全子会社及び当該完全親会社が提出した有価証券報告書（前項に規定するものに限る。）とする。

一　当該株式移転の日の前日においてその適格完全子会社の数がその当該完全子会社の数の三分の二以上であつたこと。

二　当該株式移転の日の前日においてその適格完全子会社の株主の数の合計数がその当該完全子会社の株主の数の合計数の三分の二以上であつたこと。

４　第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち第二項に規定するものを提出している者又は前項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第三項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】

（改正後）

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

２　法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書とする。

３　前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が株式移転（当該者の最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日前二年三月内に行われたものに限る。）により設立された完全親会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。第十九条第二項において同じ。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該株式移転により完全子会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。以下この項及び第十九条第二項において同じ。）となつた会社（以下この項において「当該完全子会社」という。）のうち、当該株式移転の日の前日において法第五条第四項各号に掲げる要件をすべて満たしていた会社（以下この項において「適格完全子会社」という。）が当該株式移転の日前に提出した直近の有価証券報告書（適格完全子会社が二以上ある場合は最初に提出されたもの）の提出日から当該有価証券届出書を提出しようとする日までの期間とし、同条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、当該期間中において適格完全子会社及び当該完全親会社が提出した有価証券報告書（前項に規定するものに限る。）とする。

一　当該株式移転の日の前日においてその適格完全子会社の数がその当該完全子会社の数の三分の二以上であつたこと。

二　当該株式移転の日の前日においてその適格完全子会社の株主の数の合計数がその当該完全子会社の株主の数の合計数の三分の二以上であつたこと。

４　第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち第二項に規定するものを提出している者又は前項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第三項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

（改正前）

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

２　法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書とする。

（３　新設）

３　第一項に規定する期間継続して有価証券報告書を提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第三項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

２　法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書とする。

３　第一項に規定する期間継続して有価証券報告書を提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第三項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

（改正前）

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項に規定する総理府令で定める期間は、一年間とする。

２　法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち総理府令で定めるものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書とする。

３　第一項に規定する期間継続して有価証券報告書を提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第三項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項に規定する総理府令で定める期間は、一年間とする。

２　法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち総理府令で定めるものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書とする。

３　第一項に規定する期間継続して有価証券報告書を提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第三項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

（改正前）

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項に規定する大蔵省令で定める期間は、一年間とする。

２　法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち大蔵省令で定めるものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書とする。

３　第一項に規定する期間継続して有価証券報告書を提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第三項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】

（改正後）

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項に規定する大蔵省令で定める期間は、一年間とする。

２　法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち大蔵省令で定めるものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書とする。

３　第一項に規定する期間継続して有価証券報告書を提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第三項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

（改正前）

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の二**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める期間は、一年間とする。

２　法第五条第二項に規定する有価証券報告書のうち大蔵省令で定めるものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書とする。

３　第一項に規定する期間継続して有価証券報告書を提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第二項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】

（改正後）

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の二**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める期間は、一年間とする。

２　法第五条第二項に規定する有価証券報告書のうち大蔵省令で定めるものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書とする。

３　第一項に規定する期間継続して有価証券報告書を提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第二項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

（改正前）

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の二**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める期間は、一年間とする。

２　法第五条第二項に規定する有価証券報告書のうち大蔵省令で定めるものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、大蔵大臣に提出した有価証券報告書とする。

３　第一項に規定する期間継続して有価証券報告書を提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第二項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】

（改正後）

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の二**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める期間は、一年間とする。

２　法第五条第二項に規定する有価証券報告書のうち大蔵省令で定めるものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、大蔵大臣に提出した有価証券報告書とする。

３　第一項に規定する期間継続して有価証券報告書を提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第二項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

（改正前）

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の二**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める期間は、三年間とする。

２　法第五条第二項に規定する有価証券報告書のうち大蔵省令で定めるものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、大蔵大臣に提出した有価証券報告書とする。

３　第一項に規定する期間継続して有価証券報告書を提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第二項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】 （改正なし）

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の二**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める期間は、三年間とする。

２　法第五条第二項に規定する有価証券報告書のうち大蔵省令で定めるものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、大蔵大臣に提出した有価証券報告書とする。

３　第一項に規定する期間継続して有価証券報告書を提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第二項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

（改正前）

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の二**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める期間は、三年間とする。

（２　新設）

２　前項に規定する期間継続して有価証券報告書を提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第二項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

【平成4年7月15日 省令第58号】 （改正なし）

【平成4年7月7日 省令第53号】 （改正なし）

【平成3年11月26日 省令第49号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 省令第10号】 （改正なし）

【平成2年12月25日 省令第41号】 （改正なし）

【平成2年7月21日 省令第30号】 （改正なし）

【平成元年3月17日 省令第21号】 （改正なし）

【昭和63年9月20日 省令第41号】

（改正後）

（組込方式による有価証券届出書）

**第九条の二**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める期間は、三年間とする。

２　前項に規定する期間継続して有価証券報告書を提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第二項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

（改正前）

（新設）